

NEWS LETTER

January 2026 - Vol.58

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1：1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3ヵ国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの关心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[化学物質安全院告示第2025-30号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	4
有害化学物質含有量確認試験法に関する案内書(II)及び解説書(II) の意見聴取	4
政府所有の有害性試験資料使用承認申請マニュアル及び試験資料一覧のご案内	4
化学製品安全法(K-BPR)	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など	5
[法律第21310号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」一部改正法律	5
[気候エネルギー環境部令第21号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令	6
[化学物質安全院告示第2026-1号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	7
[国際承認評価完了物質]国際的に評価が完了された殺生物物質(2027年対象)	7
殺生物製品の表示ガイドライン	7
2026年 安全確認対象生活化学製品および殺生物剤の製造・輸入量報告のご案内	8
承認対象の安全確認対象生活化学製品の殺生物製品への転換に伴う製品取り下げ申請の再案内	9
産業安全保健法(ISHA)	10
法律の動向 - 改正・予告(案)など	10
[雇用労働部公告第2025-486号]「新規化学物質の名称等公表」	10
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	11

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2025-30号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

「化学物質の登録及び評価などに関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」を改正・告示します。

主な内容

- ・ 登録通知済みの化学物質に対する有害性審査結果告示
- ・ 既に告示された化学物質のうち、追加資料を確保などに伴う改正(計100種)
- ・ 有害性審査が完了した化学物質の名称(CAS No.)、人体など有害性物質の該非、主な有害性などを告示

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号218、登録日2025.12.30)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

有害化学物質含有量確認試験法に関する案内書(II)及び解説書(II) の意見聴取

化学物質安全院では、混合物内の有害化学物質含有量基準の確認を目的として、2020年から段階的に試験法開発研究を実施しております。

試験法開発、検証及び適用性の確認を終えた126種物質について、試験法案内書と解説書が整備されたことから、関係者の皆様からのご意見を募集します。

主な内容

有害化学物質の含有量確認試験法は、第1段階(試験法の草案)、第2段階(他機関と交差検証)、第3段階(補完・検討を経た試験法(案)の確定)という手順で策定されており、これにより確率された126物質に対する含有量確認試験法の案内書と解説書を公開します。

- 案内書：試験法の適用範囲および意義、段階別試験法策定手続、有害化学物質の定義、主要試験方法および結果の解釈方法、開発完了試験法の物質リスト等を掲載
- 解説書：主要試験法および関連用語、管理対象化学物質一覧、含有量確認のための詳細試験方法等を収録

意見提出先

本試験方法について、ご意見のある個人もしくは機関、団体は2026.1.31までに意見書を作成し、化学物質安全院長(化学物質登録評価チーム TEL : 032-560-8691, jsssws100@korea.kr)までに提出してください。

参考資料

化学物質情報処理システム(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_D_VSN=ALL) > お知らせ、掲示番号414、登録日 2026.01.02)

政府所有の有害性試験資料使用承認申請マニュアル及び試験資料一覧のご案内

政府所有有害性試験資料の使用承認申請マニュアルおよび試験資料一覧について、化学物質情報処理システムにおいて使用承認申請が可能な化学物質および殺生物物質の有害性試験資料一覧と、使用承認申請マニュアルを公表します。

詳細な申請方法はマニュアルの申請手続きをご参照ください。

- お問い合わせ: 韓国環境公団 信頼性保証部
(Tel.032-590-4774, 4957, Email.ipdata@keco.or.kr)

参考資料

化学物質情報処理システム(https://kreach.mcee.go.kr/repwrt/portal/notifyList.do?BOARD_D_VSN=ALL) > お知らせ、掲示番号415、登録日 2026.01.06)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

[法律第21310号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」一部改正法律

改正理由

- ・ 化学物質低減および環境配慮型製品の促進

化学物質低減技術の開発および環境配慮型製品の生産を促進するため、「化学物質低減優秀製品」に関する法的根拠を新設し、政府による技術的・財政的支援の根拠を設けました。

- ・ 殺生物製品承認手続の円滑化

殺生物製品の承認申請申請遅延により評価期間の確保が困難となっている問題を解消するため、製品承認に関する経過措置期間を延長できる根拠を設けました。

主な内容

1. 第3条(定義)の第14号「化学物質低減優秀製品」の定義を新設

14.「化学物質低減優秀製品」とは、生活化学製品または殺生物剤のうち、危害性のある化学物質の使用を著しく低減する、または人体に有害な化学物質をより危害性の低い化学物質に代替した製品として、気候エネルギー環境部長官が定めて告示する選定基準に適合する製品をいう。

- 法律第21125号 生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律(以下、化学製品安全法)の一部改正法律第34条に第4項「表示・広告の範囲とその他必要な事項」に関する内容を新設します。

(④ 第2項に基づく表示・広告の範囲およびその他必要な事項は、気候エネルギー環境部令で定める。)

- 八. 第45条は中小企業支援方案を規定する条項として、「化学物質低減優秀製品の生産および普及のための技術的・財政的支援」に関する法的根拠を新設します。

- 二. 化学製品安全法附則 <法律第15511号> 第3条第1項第1号但書を新設し、経過措置期間を延長します。

第3条(殺生物製品の製品承認等に関する経過措置) ~~省略~~

1.殺生物製品に含まれるすべての殺生物物質が承認猶予対象の既存殺生物物質である場合:

第18条第3項第3号による承認猶予期間の終了日(承認猶予期間が異なる二つ以上の承認猶予対象既存殺生物物質が含まれている場合には、当該殺生物製品の類型に指定・告示された既存殺生物物質の承認猶予期間終了日のうち最後に到来する終了日をいう)から2年以内。**ただし、承認猶予期間の終了日から1年が経過する前に第21条第1項により製品承認を申請した場合には、承認猶予期間の終了日から3年以内とする。**

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.31.)

[気候エネルギー環境部令第21号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令

改正理由

・ **殺生物物質・製品管理情報の公開拡大**

殺生物物質および殺生物製品の安全な管理のために製造施設の所在地を公開対象情報に追加

・ **殺生物製品承認手続の簡素化**

変更承認等の申請時、承認機関が既に保有している承認通知書等を提出書類から除外し、申請者の利便性を向上

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2025.12.31.)

[化学物質安全院告示第2026-1号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正

改正理由

改正された化学製品安全法(2020.03.24施行)第18条第3項により、申告した既存殺生物物質を承認猶予対象既存殺生物物質に追加指定告示します。

主な内容

イ. 既存指定物質に対する殺生物製品類型の追加指定

[別表]のうち、「91」、「102」に使用可能な殺生物製品類型を追加指定し承認猶予期間を付与

No.	承認猶予対象 既存殺生物物質の名称	固有番号 (CAS No.)	使用可能な殺生物製品類型	承認猶予期間
91	Calcium dihydroxide	1305-62-0	3-□. 製品表面処理用保存剤	2027.12.31
102	Copper monoxide	1317-38-0	3-ハ. 繊維・革用保存剤	2027.12.31

ロ. 承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定 - [別表]にて下記の連番で承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定及び承認猶予期間を付与

No.	承認猶予対象 既存殺生物物質の名称	固有番号 (CAS No.)	使用可能な殺生物製品類型	承認猶予期間
356	Silver silicate glass	付与されて いない	3-イ. 製品保存用保存剤	2027.12.31
			3-□. 製品表面処理用保存剤	2027.12.31
			3-ハ. 繊維・革用保存剤	2027.12.31

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>、告示日 2026.01.15.)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

[国際承認評価完了物質]国際的に評価が完了された殺生物物質(2027年対象)

化学物質管理システムでは、国際的に評価が完了された殺生物物質(2027年)対象をお知らせします。

- 対象：2027年承認猶予対象物質のうち、国際評価完了物質 計35物質
※製品保存用保存剤、製品表面処理用保存剤、繊維・皮革類用保存剤
除外：評価情報が確認できない物質（34物質）
 - 対象確認基準：EUおよび米国の殺生物物質評価報告書を評価国の公式機関ホームページで確認した場合
※外部検索（Google等）で入手した評価報告書は認められません。
 - 対象除外：下記の場合、国際評価完了物質に該当しません。
 - 物質の化学的組成（物質の状態、異性体の比率など）が評価報告書の物質と異なる場合
 - 物質純度が「物質同等性認定規定」*による主成分認定の範囲に属さない場合
- *「物質同等性と製品類似性の認定基準、認定申請資料の作成範囲及び作成方法等に関する規定」[別表1] 化学的組成に対する物質同等性認定基準：(单一成分) 最小含量 \geq 80%、(多成分) 10% \leq 各主成分含量 \leq 80%

参考資料

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2025.12.30.)

(https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10)

殺生物製品の表示ガイドライン

化学製品安全ポータルサイトでは、「殺生物製品表示ガイドライン」を配布します。

参考資料

化学製品管理システム(<https://ecolife.mcee.go.kr/ecolife/board/1>>お知らせ>殺生物剤、番号28、登録日 2025.12.31)

2026年 安全確認対象生活化学製品および殺生物剤の製造・輸入量報告のご案内

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

「化学製品安全法」第49条による安全確認対象生活化学製品又は殺生物剤の製造・輸入者の義務事項である「製造・輸入量資料報告」に対するユーザーマニュアルを公示します。

対象

- 2024~2025年の期間中に安全確認対象生活化学製品を製造または輸入した者
- 2024~2025年の期間中に殺生物物質を製造または輸入した者
※ 既に実施した「生活化学製品及び殺生物製品の製造・輸入企業を対象とした実態調査」('25.4.7~4.30)に資料を提出した企業の場合、2024年の資料に限り免除

対象資料

- 安全確認対象生活化学製品を製造または輸入した者: 2024~2025年の間に製造または輸入した製品の重量・容量別、年度別数量
※ 申告製品の資料は代表製品と派生製品をそれぞれ用意、各製品別に複数の重量・容量がある場合、それぞれ数量を入力できるように準備
- 殺生物物質を製造または輸入した者: 2024~2025年の間に製造または輸入した殺生物質の年度別総量（製造・輸入した物質の全重量または体積を合算した値）

資料提出方法

- 事業者別に化学製品管理システムに加入した担当者IDでログインして提供されるリスト(ユーザー別申告・承認製品リスト自動表出)について資料入力
- 製造・輸入していない場合でも、製造・輸入量を0と入力して提出すると報告が完了

資料提出関連スケジュール

- システムユーザーマニュアル及びQ&A提供(気候エネルギー環境部化学製品管理システム): 2025.12.31
- 化学製品管理システムで実績入力(事業者): 2026.1.5~2026.3.31
- 資料検証、未提出者確認・措置など(気候エネルギー環境部): 2026.4.1~

資料提出に関するお問い合わせ

- 事業所所在地管轄の環境庁にお問い合わせください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1>>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品、登録日 2026.01.07)

承認対象の安全確認対象生活化学製品の殺生物製品への転換に伴う製品取り下げ申請の 再案内

化学物質安全院では、承認対象の安全確認対象生活化学製品が殺生物製品に転換されたことによる製品取下げ申請をお知らせします。安全確認対象生活化学製品(加湿器用消毒・保存剤など6種)のうち、殺生物物質を使用して製造・輸入される製品は2026年1月1日から殺生物製品に転換管理されます。当該製品は経過期間中に製造・輸入・販売が可能ですが、製品承認猶予期間および販売などに関する経過措置終了後には、不法製品と誤認されるなど不利益が発生する可能性があるため、製造・輸入などの計画がない製品に対して取下げ措置を勧告します。

- 対象：安全確認対象生活化学製品（殺生物製品への転換対象6種*） 製造・輸入業者
*加湿器用消毒・保存剤、保健用殺虫・忌避剤、感染症予防用殺菌・消毒・殺虫・殺鼠剤など
- 申込期限：～2026.01.30.(金)まで
- 申し込み方法：化学製品管理システムのお知らせ内の「取り下げ申請マニュアル」をご参考ください。
- お問い合わせ先：代表電話(1800-4840)

参考資料

(旧)化学製品管理システム(https://chempold.keiti.re.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_000000000001&QAtypeStr=NIER >
お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品(技術院)、番号51、登録日 2026.01.13)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2025-486号]「新規化学物質の名称等公表」

主な内容

産業安全保健法第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告します。

参考資料

雇用労働部(<https://www.moel.go.kr/news/notice/noticeList.do>)>ニュース>お知らせ事項、番号: 7460、登録日: 2025.12.30)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_MOEL_2025-486.pdf** をご参考下さい。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 1月産業安全保健法-国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)